

宿泊施設の経営力強化を支援します !!

～大分県宿泊業経営力強化加速化事業費補助金のご案内～

多様化する宿泊ニーズや人材不足への対応など、宿泊事業者を取り巻く経営環境の変化に対応し、持続可能な経営基盤構築を図る取組を広く公募し、必要な費用の一部を支援します。

【制度の概要】

補助対象事業者	県内に立地する施設を事業の対象とする宿泊業の中小企業者
補助対象事業	対象は、次の①又は②のいずれかに該当する事業とします。 ① 観光庁が公募を行う「観光地・観光産業における人材不足対策事業」において交付決定を受けた取組であること。 ② 観光庁が公募を行う「観光地・観光産業におけるユニバーサルツーリズム促進事業」において交付決定を受けた取組であること。 ※県への交付申請日前に補助事業に着手した場合は補助対象外とする。
補助率	〔通常枠〕 1 / 6 以内 〔賃上げ枠〕 1 / 4 以内 ※但し、ユニバーサルツーリズム促進事業は賃上げ枠のみ
補助上限額	○人材不足対策事業 〔通常枠〕 150万円以内 〔賃上げ枠〕 250万円以内 ○ユニバーサルツーリズム促進事業 〔賃上げ枠〕 500万円以内
補助対象経費	補助対象経費及び補助対象外経費は観光庁の補助事業に準じます。
公募期間	令和7年7月1日（火）～12月26日（金） 17:00 ※予算上限に達した場合は、公募期限前に申込受付を終了する場合がありますので、あらかじめご了承ください
申込方法	補助金交付申請書を作成し、メールにて提出してください。 ※申請様式は、県庁HP（観光政策課のページ）からダウンロードして下さい。 【URL】 https://www.pref.oita.jp/soshiki/14180/r7syukuhakugyoukeieiryoku/kyoukukasokukazigyou.html
問合せ先（担当）	大分県商工観光労働部観光局観光政策課（大分県庁本館7階） TEL 097-506-2122 FAX 097-506-1729

